

任継、特退を利用する皆様へ

プロテリアル健康保険組合

「任意継続被保険者制度」「特例退職被保険者制度」利用者の新資格確認書取扱い

既報の通り、2025 年 12 月 2 日から現在の被保険者証（保険証）が廃止になります。以降、医療機関等で保険適用を受ける際は、原則マイナ保険証が必要となります。

マイナ保険証を利用できない方は、資格確認書が必要になりますので、その取扱いにつき下記の通りご承知おきください。

記

1. 2025 年 10 月 31 日現在、「任意継続被保険者制度（被扶養者含む）」「特例退職被保険者制度（被扶養者含む）」の加入者である方

健康保険組合がマイナンバーカードの登録状況を確認し、マイナ保険証を利用できない状態の方には、資格確認書（有効期間；28 年 12 月 1 日迄）を 12 月上旬迄に郵送します。今回の切替えにあたって、12 月 1 日にて廃止される保険証、有効期限が切れる資格確認書は返却不要です。本人が責任をもって廃棄ください。

2. 2025 年 11 月 1 日以降、「任意継続被保険者制度」「特例退職被保険者制度」に加入する方（例：2025 年 10 月 31 日付退職等）

マイナ保険証を利用できない方は、健康保険組合に「資格確認書（再）交付申請書」を提出して、資格確認書を受領してください。本人からの申請が必要です。

＜参考＞健康保険組合が資格確認書を交付するケース

- (1) マイナンバーカードを紛失したため
- (2) マイナンバーカードの更新手続き中のため
- (3) マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
- (4) マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
- (5) マイナンバーカードを作っていないため
- (6) マイナンバーカードを返納したため
- (7) マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため

1、2 共通

- ・資格確認書の有効期限到来までにマイナ保険証の利用を開始した場合は、資格確認書を健康保険組合に返却してください
- ・資格確認書を毀損・滅失した場合は、健康保険組合に届出をしてください
- ・資格確認書の有効期限が到来した後も引き続き資格確認書を必要とする場合は、新たに「資格確認書（再）交付申請書」を健康保険組合に提出していただく必要があります（自動更新は行いません）。

以上